

福岡県教育委員会告示第一号

福岡県の教育月間を定める規程を次のとおり定める。

令和二年二月二十一日

福岡県教育委員会

福岡県の教育月間を定める規程

(趣旨)

第一条 この告示は、県民の教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、次代を担う子どもの育成を期し、家庭、学校及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図るため、「ふくおか教育月間」を設けるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(ふくおか教育月間)

第二条 毎年十一月をふくおか教育月間とする。

(教育月間の取組)

第三条 県教育委員会は、市町村教育委員会、学校、教育に関係する機関及び団体、県民等と連携し、その協力の下、ふくおか教育月間の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組を促進するものとする。

(その他)

第四条 この告示に定めるもののほか、ふくおか教育月間に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。